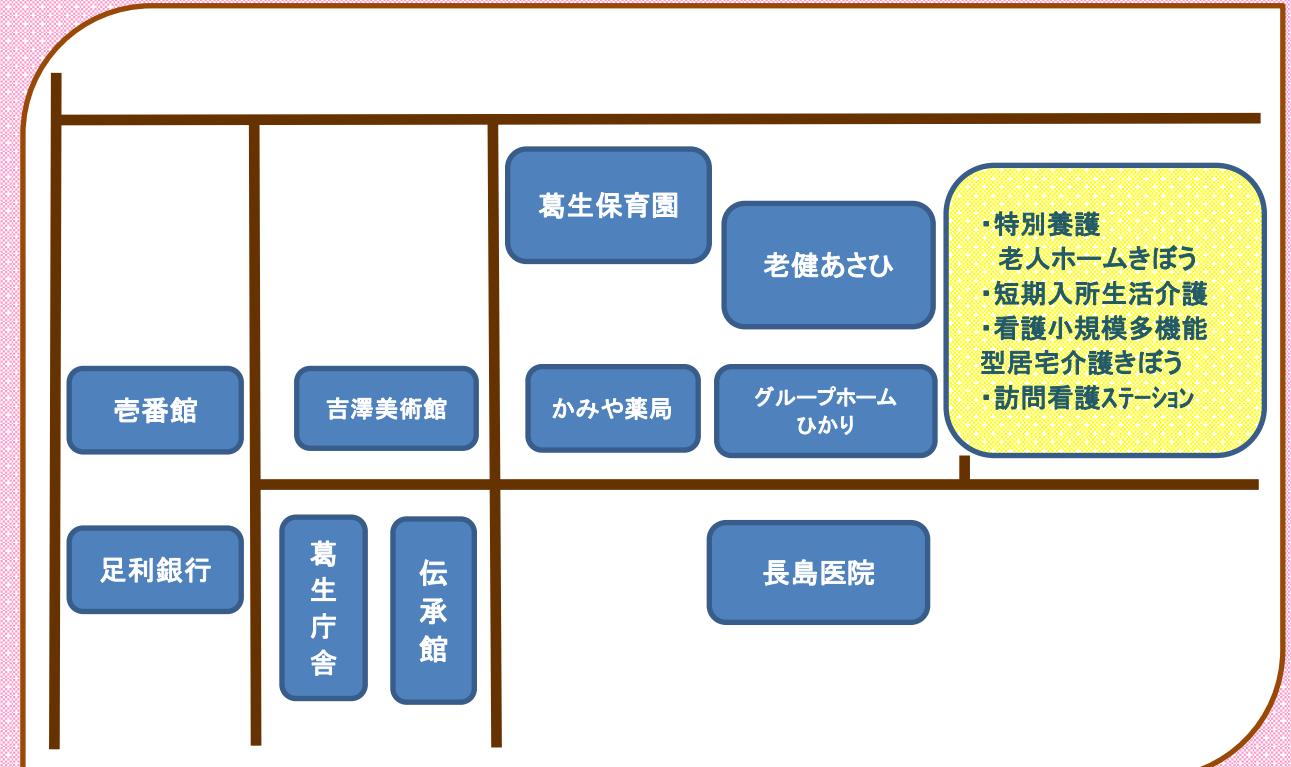


# 看護小規模多機能型居宅介護きぼう



- ・特別養護  
老人ホームきぼう
- ・短期入所生活介護
- ・看護小規模多機能  
型居宅介護きぼう
- ・訪問看護ステーション

## お問い合わせ・お申込み・見学

### 看護小規模多機能型居宅介護きぼう

〒327-0501

佐野市葛生東1-15-6

TEL 0283-85-8681

FAX 0283-84-3100

事業所番号 0990400319

担当：長島

「やさしさ、安らぎ、安心、尊厳性」の理念のもと、通いサービスを中心に、宿泊サービス、訪問介護サービス、訪問看護サービスを柔軟に組み合わせ、ご利用者様が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、お手伝い致します。特に訪問看護は主治医の指示のもとサービス提供いたしますので、医療との連携が図りやすい特徴があります。

※佐野市に住所があり、要介護1~5の方が対象です

登録定員 25名  
通い 15名

通いサービス  
[9:00~16:00]

泊りサービス  
[16:00~9:00]

訪問介護サービス  
[9:00~16:00]  
(夜間は宅直勤務)

訪問看護サービス  
[9:00~16:00]  
(夜間は宅直勤務)

ケアマネジメント  
[9:00~16:00]

各サービスともお時間の調整は可能です

## 施設案内



広いテラスで、お茶を飲んだり、時々バーベキューなども行います！家庭菜園で採れた野菜は新鮮でとても美味しいです！



キッチンでは毎食、スタッフがご飯を炊いて、おみそ汁を作ります。ご飯の炊けたいい香りが、ホールに広がり、食欲が増すだけでなく、食事が楽しみになります！



お風呂はスタッフの介助のもと、お一人でゆっくりと入浴していただいています。足腰が不自由な方でも、手摺りやシャワーチェア等の福祉用具を使い、ご家庭と同じようなお風呂に入っていただけます。



お泊りするお部屋は、和室と洋室があります。ご利用者様のお体の状態や、習慣によりご利用していただいています。

## 料金表

1月あたり

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担1割	12447円	17415円	24481円	27766円	31408円
2割	24894円	34830円	48962円	55532円	62816円
3割	37341円	52245円	73443円	83298円	94224円

加算	内 容	利用者負担	備 考
初期加算	登録日から起算して30日	1割 30円 2割 60円 3割 90円	1日あたり
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数に14.6%を乗じた単位数		1月あたり
認知症加算(Ⅲ)	日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とするかた認知症日常生活自立度Ⅲ以上	1割 760円 2割 1520円 3割 2280円	1月あたり
認知症加算(Ⅳ)	要介護2である利用者で周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のかた認知症日常生活自立度Ⅱに該当	1割 460円 2割 920円 3割 1380円	1月あたり
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	個別サービスが多職種間で作成され定期的に見直し、地域交流の機会が確保され、病院等に提供できるサービス内容の情報提供を行っている	1割 800円 2割 1600円 3割 2400円	1月あたり
緊急時対応加算	電話等により看護に関する意見に常に寺時対応でき、緊急で宿泊ができる体制で、利用者又は家族から同意を得ている場合	1割 774円 2割 1548円 3割 2322円	1月あたり
特別管理加算(Ⅰ)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等うけている状態や留置カテーテル等を使用している状態のかた	1割 500円 2割 1000円 3割 1500円	1月あたり
特別管理加算(Ⅱ)	在宅酸素療法指導管理等うけている状態や、真皮を超える褥瘡の状態にあるかた	1割 250円 2割 500円 3割 750円	1月あたり
サービス提供体制強化加算Ⅲ	研修を実施しており、かつ従業者の総数のうち常勤職員の占める割合が60%以上であること	1割 350円 2割 700円 3割 1050円	1月あたり
ターミナルケア加算	主治医と連携のもとにターミナルケアに係る計画及び支援体制について家族等により同意を得え、死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合	1割 2500円 2割 5000円 3割 7500円	1回あたり

その他の料金（以下の料金は全額利用者負担になります）

食事の提供に要する費用	朝食 445円 昼食 655円 夕食 530円
宿泊に要する費用	1泊 2066円
理美容代	実費
おむつ代	施設のものを使用した場合は実費
教養娯楽費	利用者の希望及び、参加を募って行った行事や外出した際の買い物代、食費、入館料などは実費
その他	日常生活において通常必要となるものに掛かる費用であって利用者が負担することが適當と認められる費用は自費